

# 堺市の障害福祉の相談支援について

NO.	相談窓口	対象者	主な役割
1	各区地域福祉課(7か所)	身体障害・知的障害のある人・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害手帳の交付を行う。</li> <li>・障害福祉サービスの申請など手続きや相談を行う。</li> </ul>
2	各区保健センター(8か所) ※ちぬが丘保健センターを含む	精神障害、難病などのある人・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害手帳の交付を行う。</li> <li>・障害福祉サービスの手続きや相談を行う。</li> </ul>
3	各区基幹相談支援センター(8か所) ※総合相談情報センターを含む	障害のある人・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で生活するうえでのさまざまな相談を行う。</li> <li>・福祉サービスを利用するための情報提供を行う。</li> <li>・指定相談支援事業者など地域の関係機関と連携して支援を行う。</li> </ul>
4	指定相談支援事業者	障害のある人・子ども	特定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の作成を行う。</li> <li>・障害福祉サービスの手続き前の相談や手続きするときの支援を行う。</li> <li>・サービス事業者との連絡調整などを行う。</li> </ul>
			一般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援(24時間の相談支援など)を行う。</li> <li>・地域移行支援(病院や施設から地域生活の準備のための外出への同行支援・住まいの入居支援など)を行う。</li> </ul>
5	その他(病院や施設のワーカー)	障害のある人・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が自立した生活を送ることができるよう相談を行う。</li> </ul>

※サービス等利用計画の作成…平成27年3月31日以降は、障害福祉サービスを利用する「すべての人と子ども」は、計画の作成が必要となる。